

「博士課程教育リーディングプログラム」評価要項（改正案）

平成〇〇二〇年〇三月

博士課程教育リーディングプログラム委員会

「博士課程教育リーディングプログラム」（以下「本事業」という。）の中間評価及び事後評価は、この評価要項に従って行うこととする。

1. 評価の目的

本事業は、優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く产学研官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、产学研官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラム¹を構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府に相応しい大学院の形成を推進する事業である。本事業では、構築された学位プログラムが支援期間終了後も大学の独自財源により持続的に運営され、本事業の目的に沿った人材が継続的に輩出されるよう、各大学が教育改革や組織再編等に取り組む移行期間を7年間にわたって支援することとしている。

（1）中間評価

中間評価は、本事業において採択されたプログラム（以下「採択プログラム」という。）の進捗状況や継続性・発展性等を評価し、優れた取組を抽出し、それを伸ばしていくこと等を通じて、本事業の目的が十分達成できるよう各大学に対して適切な助言を行うとともに、評価結果に基づいて文部科学省が行う補助金の適正配分や大学院教育の振興施策の検討に資することを目的とする。

（2）事後評価

事後評価は、各採択プログラムにおいて、中間評価結果を踏まえた対応が適切に行われ、本事業の目的が達成されたかについて評価するとともに、その結果を各大学に示し適切な助言を行うことにより、支援期間終了後の学位プログラムの定着等の大学院教育の水準の向上に資することを目的とする。また、各採択プログラムの成果等を明らかにし、社会に公表することにより、产学研官民²における博

¹ 「学位プログラム」とは、①博士課程において、どのような人材を養成するのかを明らかにし、②専攻の枠を超えて担当する教員によって組織的な教育・研究指導体制を構築し、③教員間の綿密な協議に基づき、学生が修得すべき知識・能力を具体的・体系的に示し、④一貫性のある教育を通じて、その課程を選択した学生に必要な知識・能力を修得させ、その証として学位を授与する、という①～④の要素を1つのプログラムとして取りまとめたものである。

² ここでいう「民」とは、NPO、NGOなど公共的サービスの提供主体を指す。

士号取得者の活躍を促進することを併せて目的とする。

2. 評価の進め方

(1) 評価の対象

中間評価：採択後4年度目の採択プログラム

事後評価：採択後7年度目の採択プログラム

(2) 評価体制

評価は、「博士課程教育リーディングプログラム委員会」（以下「プログラム委員会」という。）、「部会長会議」及び「類型別審査・評価部会」（以下「部会」という。）において実施する。

プログラム委員会は、評価要項を定めるとともに、各部会における審議を踏まえ、各採択プログラムの評価結果を決定する。

部会長会議は、各構成員が必要と判断した場合にプログラム委員会委員長の決定により開催し、各部会相互間の連絡調整及び総合調整を行う。

部会は、「(3) 評価方法」に沿って各採択プログラムの評価結果（案）を取りまとめ、プログラム委員会に報告する。

博士課程教育リーディングプログラム委員会

部会長会議

(正副委員長、各部会長等で構成)

{ 各部会相互間の連携調整及び
総合調整を行う必要がある場合 }

類型別審査・評価部会

審査・評価第一部会
(オールラウンド型)

審査・評価第二部会
(複合領域型)

審査・評価第三部会
(オンリーワン型)

- 環境
- 生命健康
- 物質
- 情報
- 多文化共生社会
- 安全安心
- 横断的テーマ

(3) 評価方法

(ア) 中間評価

中間評価は、各部会において以下の①～④の方法により行う。その際は、申請時の計画調書（修正変更版）、採択時の審査結果表等を活用する。

① 書面評価

各部会は、各採択プログラムについて次の評価資料により個別評価を行うとともに、現地調査及びヒアリングの観点を議論する。

- (a) 各採択プログラムが作成する中間評価調書（各採択プログラムによる自己点検評価や外部評価の結果を含む）
- (b) 大学により各採択プログラムに選抜された学生（以下「学生」という。）及びプログラム担当者に対して文部科学省及び日本学術振興会が行うアンケート調査の結果
- (c) 各年度のプログラム実施状況報告書、現地視察報告書及びプログラムオフィサー（P O）フォローアップ報告書

② 現地調査

各部会は、書面評価の際に議論された観点をもとに、採択プログラム毎に3～4名程度の部会委員により、プログラム責任者、プログラムコーディネーター、プログラム担当者等、学生からインタビュー等を行う。

③ ヒアリング

各部会は、全体責任者（学長）及びプログラム責任者、プログラムコーディネーター、プログラム担当者等からヒアリングを行い、書面評価や現地調査結果を踏まえた質疑応答を行う。

④ 合議評価、評価結果（案）の作成

各部会は、書面評価、現地調査及びヒアリング結果に基づき合議評価を行い、採択プログラムの評価結果（案）や助言等をまとめることとする。

なお、各部会は、各採択プログラムの評価結果（案）をまとめる際に、「C」又は「D」評価と判断された採択プログラムについては、大学に対し事前に評価結果（案）を開示する。開示を受けた大学は、事業計画の縮小等の見直し案を部会に提出し、部会は当該採択プログラムの大幅な縮小又は中止の必要性等について改めて評価を行う。

(イ) 事後評価

事後評価は、各部会において以下の①～④の方法により行う。その際は、中間評価結果及び中間評価後の計画調書（修正変更版）等を活用する。

① 書面評価

各部会は、各採択プログラムについて次の評価資料により個別評価を行うとともに、現地調査及びヒアリングの観点を議論する。

- (a) 各採択プログラムが作成する事後評価調書（各採択プログラムによる自己点検評価や外部評価の結果を含む）
- (b) 学生及びプログラム担当者に対して文部科学省及び日本学術振興会が行うアンケート調査の結果
- (c) 中間評価以降の各年度のプログラム実施状況報告書、現地視察報告書及びP.O.フォローアップ報告書

② 現地調査（必要に応じて実施）

各部会は、必要に応じ、採択プログラム毎に3～4名程度の部会委員等により、プログラム責任者、プログラムコーディネーター、プログラム担当者等、学生からインタビュー等を行う。

③ ヒアリング

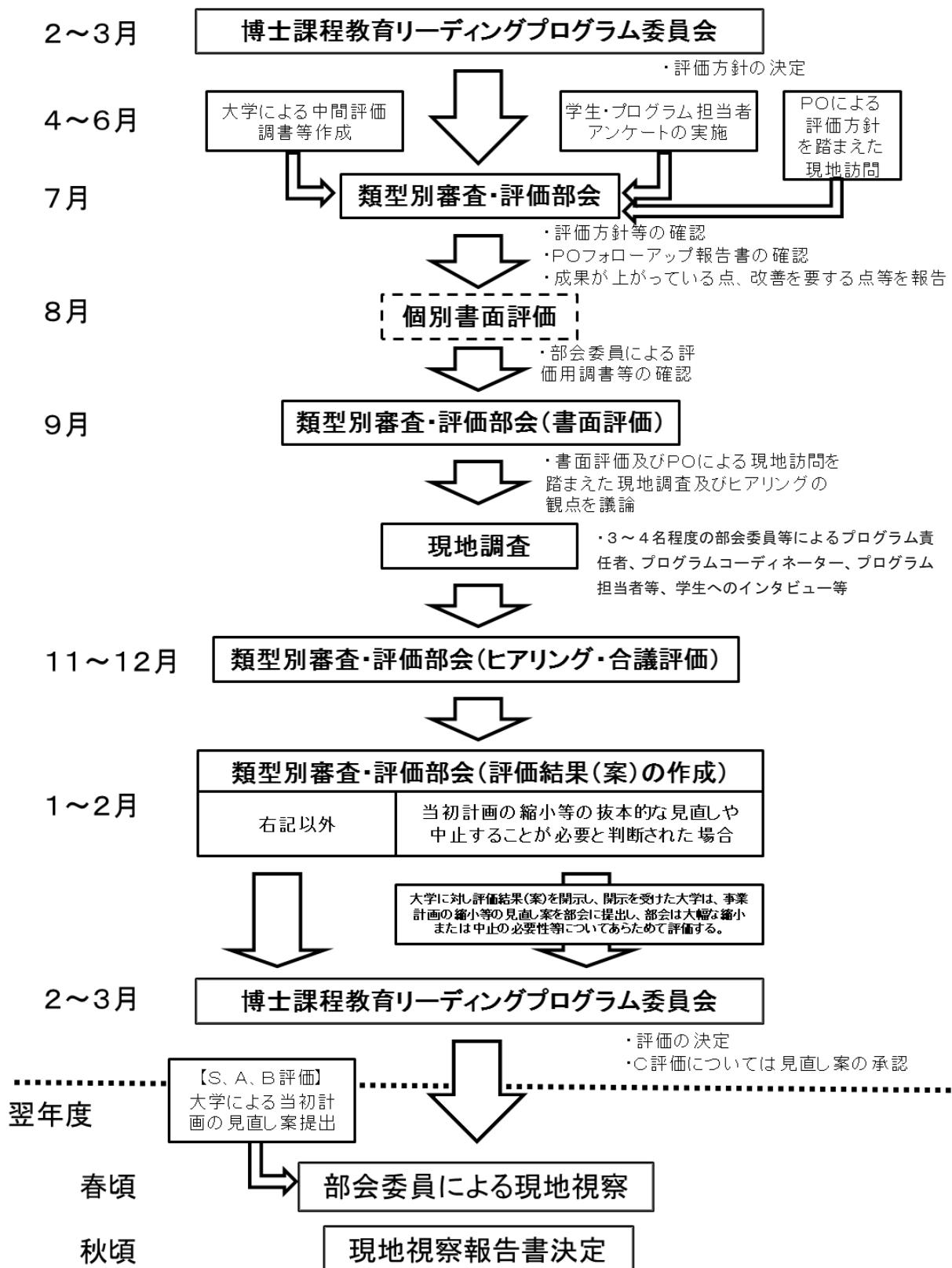
各部会は、全体責任者（学長）及びプログラム責任者、プログラムコーディネーター、プログラム担当者等からヒアリングを行い、書面評価や必要に応じて実施する現地調査において十分に確認できなかった事項等について質疑応答を行う。

④ 合議評価、評価結果（案）の作成

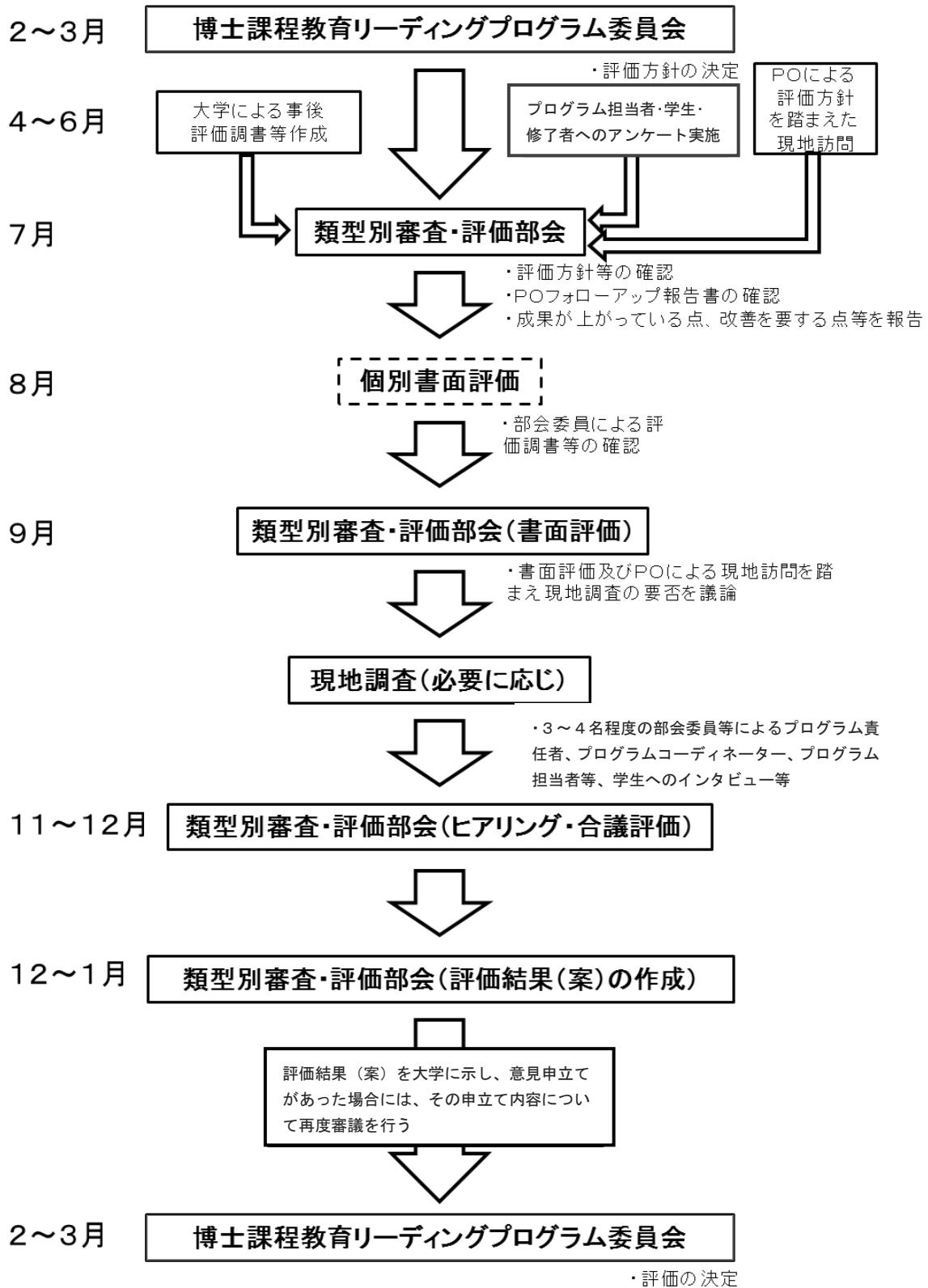
各部会は、書面評価、現地調査及びヒアリング結果に基づき合議評価を行い、採択プログラムの評価結果（案）や助言等をまとめる。

各部会は、各採択プログラムの評価結果（案）をまとめる際に、各大学に対し事前に評価結果（案）を開示する。各大学から意見申立てがあった場合にはその申立て内容について再度審議を行い、評価結果（案）をまとめる。

<中間評価手順（イメージ）>



<事後評価手順（イメージ）>



(4) 総括評価基準

(ア) 中間評価

中間評価は、「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階の絶対評価で行う。それぞれの区分と評価基準は以下のとおりとする。

区分	評価基準
S	計画を超えた取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を十分に達成することが期待できる。
A	計画どおりの取組であり、現行の努力を継続することによって本事業の目的を達成することが期待できる。
B	一部で計画と同等又はそれ以上の取組もみられるものの、計画を下回る取組であり、本事業の目的を達成するには、助言等を考慮し、一層の努力が必要である。
C	取組に遅れが見られる等、総じて計画を下回る取組であり、本事業の目的を達成するために当初計画の縮小等の抜本的な見直しを行い、見直し後の計画に応じて財政支援を縮小することが必要である。
D	現在までの進捗状況に鑑み、本事業の目的を達成できる見通しがないと思われるため、当該採択プログラムへの財政支援を中止することが必要である。

(イ) 事後評価

事後評価は、「S」、「A」、「B」、「C」の4段階の絶対評価で行う。それぞれの区分と評価基準は以下のとおりとする。

区分	評価基準
S	計画を超えた取組が行われ、優れた成果が得られていることから、本事業の目的を十分に達成できたと評価できる。
A	計画どおりの取組が行われ、成果が得られていることから、本事業の目的を達成できたと評価できる。
B	概ね計画に沿った取組が行われ、一部で十分な成果がまだ得られていない点もあるが、本事業の目的をある程度は達成できたと評価できる。
C	計画に沿った取組が行われておらず、十分な成果が得られているとは言えないことから、本事業の目的を達成できなかつたと評価する。

(5) 評価結果の活用

(ア) 中間評価

プログラム委員会は、決定した各採択プログラムの中間評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が中間評価の結果に応じて行う翌年度以降の補助金の適正配分（増額、減額又は廃止等）に資する。また、必要に応じて、評価対象の採択プログラム全体を総括した見解を文部科学省へ報告する。

プログラム委員会は、採択プログラムの推進に向けて適切な助言を行うために、各大学に対し中間評価結果を開示し公表する。

「S」、「A」又は「B」の評価を受けた大学は、次年度5月頃に提出する前年度の実施状況報告書とともに、中間評価結果を踏まえた当初計画の見直し案を提出する。

(イ) 事後評価

プログラム委員会は、決定した各採択プログラムの事後評価結果を文部科学省に報告し、文部科学省が行う他の大学教育改革支援プログラムの審査等に資する。また、必要に応じて、評価対象の採択プログラム全体を総括した見解、事後評価の最終年度の事業全体を総括した見解をそれぞれ文部科学省へ報告する。

また、プログラム委員会は、学位プログラムの定着に向けて適切な助言を行うために、各大学に対し事後評価結果を開示し公表する。さらに、各採択プログラムの成果等と事後評価結果を報告書として取りまとめ、広く社会に公開する。

(6) P Oの貢献

年度当初に当該年度において中間評価又は事後評価の対象となる採択プログラムを訪問するP Oは、事後評価項目確認表に基づき、成果が上がっている点と改善を要する点等を部会において報告するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

各部会は、この報告及び意見を評価の参考とする。

(7) その他

採択プログラムに参画する研究科や専攻等の組織の一部又は全部が、本事業にかかる教育研究を行う組織として不適当と認められる場合、プログラム委員会又は部会は、当該採択プログラムの中間評価又は事後評価において、このことを踏まえた評価を行うこととする。

3. 評価項目

評価は全体責任者（学長）及びプログラム責任者を中心とした大学全体としての取組について以下の評価項目に沿って行う。評価項目及びそれぞれの評価に占める各評価項目のウェイトは以下のものを原則としつつ、類型別、分野別の特性を踏まえ部会毎に定めることとする。また、評価にあたっては、文部科学省及び日本学術振興会が実施するアンケート調査の結果を活用して、学生や連携先機関等の視点を重視する。

（1）中間評価

（ア）リーダーを養成する学位プログラムの確立（30%）

- 優秀な学生をグローバルに活躍するリーダーへと導く一貫した学位プログラムが整備されているか（プログラムの整備）
- コースワークや複数専攻制、研究室ローテーションをはじめ教育指導の内容が広範かつ体系的に整備されているか（カリキュラムの整備）
- 専門分野の枠を超えて第一級の教員と緊密に議論するなど充実した研究指導が行われているか（研究指導の充実）
- 優秀な学生が主体的に学内外で切磋琢磨し刺激し合う魅力的な取組が行われているか（切磋琢磨し合う取組の実施）
- 学生の在籍する研究科・専攻との緊密な連携の下、学生への過度な負担の軽減にも配慮したカリキュラムとなっているか（学生の在籍する研究科・専攻との連携）

（イ）産学官民参画による修了者のグローバルリーダーとしての成長及び活躍の実現性（30%）

- 学生が俯瞰力や独創力等の汎用力³を身に付けることができる見通しが得られているか、また、学生自身が成長を実感しているか（汎用力の育成）
- 産学官民等の機関等が改革理念を共有しプログラムに積極的に参画しているか（外部機関の参画）
- 修了者が各界のリーダーとしてグローバルに活躍する多様で具体的なキャリアパスの見通しを提示できているか、また、学生が多様なキャリアパスの可能性を明確に理解しているか。さらに、キャリアパス開拓のため、専任のプログラム担当者の配置や企業の人事担当者へのたらきかけなど具体的な取組が進められているか（キャリアパスの見通し）

³ ここでいう「汎用力」は、広く産学官民にわたりグローバルに活躍するリーダーに求められる能力のことを指し、具体的には、①確固たる価値観に基づき、他者と協働しながら、勇気を持ってグローバルに行動する力、②自ら課題を発見し、仮説を構築し、持てる知識を駆使し独創的に課題に挑む力、③高い専門性や国際性はもとより幅広い知識をもとに物事を俯瞰し本質を見抜く力、などが挙げられる。

- 共同研究やインターンシップをはじめ実践性を備えた効果的な研究訓練等が行われ、各学生に対して産学官民等の各界より高い評価が得られているか（学生への外部からの評価）
- 修了者の社会での活躍状況を長期にわたり把握する仕組みの構築に向けて具体的な取組に着手しているか（把握手法の構築）

(ウ) グローバルに活躍するリーダーを養成する指導体制の整備 ((ウ) ~ (オ) で 20 %)

- 国内外の多様なセクターから第一級の教員を結集した密接な指導体制や、メンターやTAの活用をはじめ組織的な支援体制が構築されているか（指導体制の構築）
- プログラム担当者、それ以外の学生の指導教員等の学内関係者のみならず、大学全体として改革理念を共有し共通理解をもって改革を推進・協力しているか（改革意識の共有）
- 外国人学生・教員との関わり及び外国語の使用等によるグローバルな教育研究・生活環境が確保されているか（グローバルな環境整備）
- 卓越した海外機関との連携・交流により国際競争力ある国際ネットワークが形成されているか（国際ネットワークの形成）

(エ) 優秀な学生の獲得

- 多様な背景を持つ優秀な学生を獲得するための工夫を行っているか、またその結果として優秀な学生を獲得できているか（優秀な学生の獲得）
- 学生が学修研究に専念できる経済的支援を実施しているか（経済的支援の実施）

(オ) 世界に通用する確かな学位の質保証システム

- グローバルに活躍するリーダーとなるに相応しい資質能力を保証する開かれた学位審査体制が構築されているか（学位審査体制の構築）
- Qualifying Examinationなど修得能力を包括評価する確かな質保証システムが構築されているか（質保証システムの構築）

(カ) 事業の定着・発展 (20 %)

- 全体責任者（学長）を中心とした責任あるマネジメント体制が構築されているか（マネジメント体制の構築）
- 客観的な数値目標の設定や自己点検評価体制、外部評価体制等が的確で、産業界や学生の声等も踏まえた採択プログラムの検証・改善が図られているか（P D C Aサイクルの構築）

- 経費の支出内容及び規模は適切か（経費の適切な執行）
- 支援期間終了後の学位プログラムの定着・発展に向けて、具体的な取組に着手しているか。また、それに加えて、採択プログラムに参画していない研究科や専攻も含め大学院全体として学位プログラムの導入に向けた具体的な取組に着手しているか（定着・発展のための取組状況）

（2）事後評価

（ア）リーダーを養成するための学位プログラム、体制等の構築（10%）

- 優秀な学生をグローバルに活躍するリーダーへと導く一貫した学位プログラムが構築され、コースワーク等による広範かつ体系的な教育研究指導が行われたか（プログラムの最終形態の確認）
- 国内外の多様なセクターからの第一級の教員、メンターやTAの活用をはじめとする組織的な指導体制や、留学生・教員との関わり及び外国語の使用等によるグローバルな教育研究・生活環境が構築されたか（指導体制等の構築）
- プログラム担当者、それ以外の学生の指導教員等の学内関係者のみならず、大学全体として改革理念を共有し共通理解をもって改革を推進・協力しているか（改革意識の共有）
- 学生選抜、Qualifying Examination、開かれた学位審査体制など、グローバルに活躍するリーダーとなるに相応しい資質能力を保証するシステムが構築されたか（学位の質保証）
- 外部評価により採択プログラムの検証・改善が図られ、設定した数値目標が達成されたか（P D C Aサイクルの構築）
- 経費の支出内容及び規模は適切か（経費の適切な執行）

（イ）修了者の成長とキャリアパスの構築（50%）

- 修了者がプログラムを通じ、俯瞰力や独創力等の汎用力を向上することができ、プログラムを履修したことに対する満足度が高まっているか（汎用力の育成）
- 修了者がプログラムを通じ、分野や立場を超えた多様な人的ネットワークを構築することができたか（ネットワークの構築）
- 修了者が、産学官民等の各界のリーダーとしてグローバルに活躍するキャリアパスにつながる就職や起業等の実績を上げているか（就職、キャリアパスの実績）
- 修了者の社会での活躍状況を長期にわたり把握する仕組みが構築されたか（把握手法の構築）

(ウ) 事業の定着・発展（40%）

- 支援期間終了後も学位プログラムの定着・発展に向けて、計画に沿った教育研究組織の再編、テニュア教員⁴のポストの配置計画、学位審査体制の整備、学内の資金再配分計画やFD・SDの実施、教育実績の重視など教職員の評価基準の見直し等について具体的な取組が実施され、十分継続できるか。また、それに加えて、学生が学修研究に専念できる経済的支援の定着や新しい専攻や研究科の創設など計画を上回る教育研究組織の再編等に意欲的に取り組んだか。（定着・発展のための取組状況）
- 産学官民等の各界の連携先機関との間で、支援期間終了後の連携の在り方等について方針が定められたか（外部連携の継続性）
- 全体責任者（学長）を中心とした責任あるマネジメント体制が構築され、全体責任者（学長）のリーダーシップの下に採択プログラムに参画していない研究科や専攻への学位プログラムの導入など大学院全体として教育改革が進められたか（マネジメント、波及効果）

4. その他

（1）審査要項の準用

開示・公開等、利害関係者の排除、秘密保持については、審査要項を準用する。

（2）利害関係者の排除

1) 範囲

- ①委員が当該機関の専任又は兼任の役職員として在職（就任予定を含む。）している場合、又は3年以内に在籍していた場合
- ②委員もしくは委員の所属機関が採択プログラムの実施に関与している場合
- ③その他委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合

2) 運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての評価（ヒアリングを含む。）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

（その他委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される場合の例）

委員が、採択プログラムの学長もしくはプログラム担当者との関係において、次に掲げる例示に該当すると自ら判断する場合は、審査・評価に加わらないこととする。

⁴ 「テニュア教員」とは、任期の定めがなく定年までの身分が保障された教員のことを指す。

- ・親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・密接な師弟関係

(3-2) フォローアップ

中間評価後のフォローアップについては、「博士課程教育リーディングプログラム 採択プログラムに係るフォローアップについて」(平成23年11月28日(平成29年3月6日改正)博士課程教育リーディングプログラム委員会決定)に則って行う。プログラム委員会は、毎年フォローアップの結果を文部科学省に報告し、文部科学省が行う補助金の適正配分(増額、減額又は廃止等)に資する。

(4-3) 評価要項の見直し

プログラム委員会は、評価の実施状況等を踏まえ、必要に応じ本評価要項の見直しを行う。